

# 新島村議会だより

第 58 号  
平成 23 年 9 月



## 平成 23 年 第 3 回 定 例 会 ( 9 月 )

### 会 期 日 程

第 4 回臨時会を平成 23 年 8 月 8 日に開催しました。  
第 3 回定例会は平成 23 年 9 月 26 日から 28 日に開催さ  
れ、条例改正、他各種決算などを審査しました。

### も く じ

決算特別委員会から……………2  
一般質問から……………3 ~ 7  
コラム……………8  
編集後記……………8

## ◆ 決算特別委員会の開催について ◆

平成 23 年 9 月 27 日、午前 10 時より決算特別委員会を開催

- 決算の認定は、新たに決算特別委員会を設置し、詳しく審査し、委員長の報告のとおり認定されました。

## ● 決算特別委員会で審査した内容 ●

- 認定第 1 号 平成22年度東京都新島村一般会計歳入歳出決算
- 認定第 2 号 平成22年度東京都新島村連絡船事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 3 号 平成22年度東京都新島村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 4 号 平成22年度東京都新島村老人保健事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 5 号 平成22年度東京都新島村と畜場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 6 号 平成22年度東京都新島村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- 認定第 7 号 平成22年度東京都新島村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 8 号 平成22年度東京都新島村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 9 号 平成22年度東京都新島村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 10号 平成22年度東京都新島村温泉ロッジ事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 11号 平成22年度東京都新島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 12号 平成22年度東京都新島村災害援護資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

## ◆ 決算特別委員会の構成 ◆

委員長 山本一磨君  
副委員長 戸田邦市君

委員 宇山誠二君  
委員 山本均君  
委員 青沼進二君  
委員 清水欣吾君  
委員 大沼光吉君  
委員 青沼喜六君  
委員 森田一君  
委員 前田邦弘君

## ◆ 臨時会の開催 ◆

平成 23 年 8 月 8 日に臨時会を開催

- 条例改正、工事請負契約などが審査され、可決、承認されました。



# Q & A 一般質問

議員は「住民に代わって」村の行政全般に対して、事務の執行状況や将来の方針、計画あるいは疑問点などについて所信や疑問をたずることができます。

山本均議員



### この夏の観光について

**問** 今年の夏の観光の結果に対してどのように評価しているか、今後へ向けた方策はどのようなことを考えているか伺います。

**答** 今年の観光産業の落ち込みは全国的であり、伊豆諸島だけ、特に新島だけがマイナスイだったという点ではありません。

観光に携わる関係者が一致協力して連帯感を構築してPRをすることが大事で、まとめ役の観光協会の活性化に期待します。

### 若郷渡浮根港への臨時バスの運行について

**問** 若郷渡浮根港に高速船が接岸した場合の臨時バスの運行はどのようなことで休止になったのでしょうか。今後、運行を再開する用意があるのでしょうか。

**答** 運行中止については、新島観光協会から村には連絡がなく、7月下旬から中止したことです。代替策は今後、関係機関と協議していきたいと考えております。

### 10月の防災訓練について

**問** この10月に実施される防災訓練について村はどのような方針で行うのでしょうか。

**答** 村はあらゆることを想定し、命を救うために全力を挙げます。来年度

は発生型訓練を行い、数年に一度、事前避難訓練を実施します。

青沼進二議員



### 新島村の防災計画について

**問** 3月11日に起きた東日本大震災は、いまだに復興のめどが立たず、遅れているような気がしています。今回の災害は、今まで以上の想定外の被害になりました。新島村においては、広報にいじまに避難場所を新島高校に変えたことを掲載しました。

新島村は平成21年度の防

災総合計画が出来ていますが、根本的な見直しが必要かと思っております。私としては、新島村は東京都の防災計画に沿うことも必要と思うが、新島村独自の防災計画を作成してはと思いますが、村長のお考えをお尋ねします。

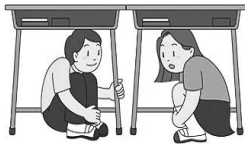
**答** 新島村独自の防災計画を作成してはとのご質問ですが、国・東京都の防災計画に沿い、なおかつ東京都との修正協議を行う理由は、このたびの東日本大震災でもわかるように、また平成12年の新島・神津島近海地震で経験したように、大災害になるほど村単独での救助・復旧・復興が困難であり、関係機関の協





力なくしては出来ないから  
であります。去る17日の新  
聞に、政府の中央防災審査  
会議の専門審査会は、国の  
防災基本計画を大幅に修正  
し、年内にも大幅修正を行  
う見通しで、今後、都道府  
県・市町村が定めている防  
災計画にも影響がある記事  
が掲載されていました。

議員さんも指摘している  
通り、復興もはかどらない  
中で、国が新島村に直接影  
響のある東海地震を初めと  
する被害想定の見直しに着  
手し、結果が出て、それか  
ら新島村の防災計画の大幅  
な見直しまではかなりの時  
間がかかり、早くても平成



25年度になると思われます。  
と云って、村が手をこまね  
いているわけにはいきませ  
んで、少しずつではありま  
すが、新島村独自に見直し  
できる内容については行っ  
ていきます。

広報でもお知らせしたとお  
り、避難場所の変更もしか  
り、村職員の災害発生時  
発生前の初期行動を検討  
し、新島・式根島、両消  
防団長とも話し合い、一人  
ひとりの行動表をマニュアル  
化し、民生委員さんの協力  
を得て災害時要援護者を新  
たに見直し、支援が出来る  
よう体制を整えてあります。  
防災計画は指針であります  
ので、このような詳細につ  
いては示されていません。お  
そらく議員さんのおっしゃ  
りた村独自の計画とはこの  
ような行動計画を示すので  
はないかと理解しました。防  
災計画の大幅な修正は、国

の指針や新たな災害想定を  
行った後でなければ着手で  
きません。したがって、今は  
より実践的なマニュアル作り  
を行っていきますので、ご理  
解願いたいと思います。

### 式根島下水道事業について

#### 問

新島村本村の下水道  
事業については、収  
束状況にあると思っていま  
すが、式根島においては具  
体的な事業内容が上がって  
来ていると思えますが、その  
後の進行状況が知りたいと  
ころです。式根島は本村とは  
ちがう下水道事業になり、  
大変な事と思いますが、待  
ち望んでいる人もいます。ま  
た一方では、あまり先送り  
になると後継ぎもいないし、  
接続に対しても金額が張る  
のではと思っている方も出  
てきています。式根島は独特

な地形ですので、本管接続  
型と合併浄化槽型に分かれ  
ると思われまます。早急に具  
体的な案を示してはと思い  
ます。村長に伺います。

#### 答

本村地区下水道事業  
の整備状況ですが、  
管渠延長整備率75・2%、  
処理場、ポンプ場施設整備  
率50%です。2期工事とし  
て処理能力1千220立方の池  
最終沈殿池、汚泥処理場、  
ポンプ等が現在、未着工で  
残っています。

式根島の下水道は、現在  
実施している新島村特定環  
境保全公共下水道、本村処  
理区の区域面積87ヘクタ  
ーに式根島処理区の区域面  
積28ヘクタールを新たに加  
え、新島村全体区域面積115  
ヘクタールに認可変更する  
予定です。また、区域外に  
つきましては合併浄化槽で  
の整備を予定しており、平



成20年8月、「東京都汚水  
処理施設整備構想」に適  
合され、平成27年度、式  
根島下水道事業工事着手  
目標に全体計画で下水道  
管渠のルート処理場の位置  
等の素案を策定し、住民  
公聴会を開催し、皆さんに  
事業を理解していただき  
たく整備計画していく予定  
です。現在、新島村の下水  
道整備の現況と計画の乖離  
が大きいことから、2期工  
事については処理能力等の  
検証が必要と国から指導  
を受けました。具体的には観



人口の減少でした。東京都と協議した結果、今後、最低でも3年間で年間「1」の観光人口を再度調査する結論になりました。式根島の事業についても、本村地区の検証の一定のめどが立った時点で、認可変更手続きが妥当との見解です。村としては、本村地区下水道事業の検証作業と並行しながら、1年でも早く式根島の下水道事業に着手できるように鋭意取り組んでいきますので、ご理解願いたいと思います。

### 式根島焼却場の故障について

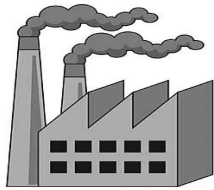
#### 問

この夏のシーズンの半ばから、式根島焼却場の故障が相次ぎ起こっています。今も稼働している様子がありません。どのような原因なのか、また新島村はどのようなバックアップ体制をとっているのか、また、新しい破砕機を導入しましたが、それも稼働していません。式根島においては大切な施設です。早急な対応をとおもっています。村長に伺います。

#### 答

まず、式根島の焼却場は8月16日に「ごみクレーン」が故障し、焼却ローターバルブという部品に異常があるとの事で、2カ所の故障が同時に発生しました。「ごみクレーン」は

直りましたが、もう一方は建設をした業者にあたらせていますが、いまだに原因が分からず、苦慮しているところです。大変ご不便をおかけしていますが、しばらくお待ち下さい。つぎに、破砕機ですが、それによつてできる木材チップは、ごみ焼却に当たつて化石燃料の節約のための補助燃料として使っています。現在、焼却施設がこの状況にあり破砕機の稼働も停止の状態にあります。焼却施設を順調に稼働させることで破砕機も稼働いたします。設置以来、多額な修理費を充当している事に対して苦慮しています。



## 議 会 の 開 催 と は ？

議会は、村長が招集日を決めて告示します。議会には、『定例会』と『臨時会』の二種類があります。

定例会は、付議事件の有無にかかわらず定期的に招集される議会の会議のことをいいます。議会の定例会は、条例で年4回と定められており毎年3月、6月、9月及び12月(都合により繰り上げ、又は繰り下げられます。)に開かれます。



臨時会は、必要に応じ告示された特定の付議事件を審議するために招集されます。

議会の活動は、定められた期間に限られていて、この期間を議会の『会期』といいます。議会は、開会の日から会期がはじまり、会期の満了によって閉会となります。議会の会期、会期の延長及び会議の開閉に関することは、議会が決めます。

### 介護保険制度について

#### 問

介護保険は、10年を経過した場合には必要な処置を講ずると規定していますが、厚生労働省は2011年6月、法改正を行いました。衆議院厚生労働委員会では、たった10時間の審議で採決が行われていきます。新しくできているものは介護予防・日常生活支援総合事業や複合サービス等があり、社会保障に対する責任を各自自治体に押し付ける様なものと思っていますが、新島村ではどこまで内容を把握しているのかわかりたいです。

村長の見解を伺います。

#### 答

国は、平成23年6月15日に介護保険法等の一部を改正する法律案を衆議院本会議で賛成多数で可決・成立させました。一部改正では、介護と医療、住宅、生活支援サービス等が連携した切れ目のないサービスが提供される「地域包括ケア」の確立をめざした内容とされています。法案の柱として、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや小規模多機能型居宅介護と訪問介護などの複合型サービスの創設も盛り込まれ、配食や見守り等の生活支援サービスと介護保険による予防給付を保険者の判断で連続的に提供できるよう、総合サービスも創設されています。社会保障審議会介護保険部会では、要支援者などの軽度者へのサービス削減等が議論さ



れて来ましたが、予防給付が果たしている重度化防止の役割を重視し、引き続き必要な給付であるとされています。詳細な制度改正についての内容は示されていません。社会保障審議会介護保険部会で話し合われてきた事を想定し、サービスの低下が懸念されていることも事実です。また、「地域包括ケアシステム」は保険者の果たす役割とされているものであります。今後、詳細な内容が示されますが、第5期介護保険事業計画策定委員会において保険者として実施すべきサービスなど検討を重ねていきますので、ご理解願いたいと思います。



### 清水欣吾議員



一般質問に先立ち、さきの台風12号、15号により被災された方々に心より哀悼の意を表します。また、災害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。

#### 防災について

#### 問

3月11日以降、2回にわたり新島村防災会議を行い、第一次避難場所指定解除及び新たに設置された新島高校の校庭を海抜25メートルに変更したことは評価するところであり、将来計画にある庁舎、

診療所の移転、新島中学校跡地とあるが、この考え方に変更はないのでしょうか。

各家庭に防災無線が設置してありますが、沢山の人が集まるところで、例えばスーパーマーケットとか、商店等にも設置する必要があると思います。また、単身で住所がない者に無線がセットされていません。こちらへも盲点と言えます。今後検討をしていただきたいです。





**答**

計画で村施設の新島中学校跡地を利用する

この考え方の変更はないか、この質問ですが、現存する村有地で、ある程度の敷地面積がある場所ということで、中学校跡地移転の話が出てきたものと思われ  
ます。新島村総合防災計画後期基本計画には、10年後の新島村の姿と「本村診療所が地域の中核診療所として、移転整備される」「また庁舎については「防災センター機能を持つ役場庁舎建設に向け着手する」とあります。当然、東日本大震災を経験する前であれば適地と考えたかもしれませんが、これから東海地震等による大津波被害の想定が見直されていく中で、国の想定、あるいはそれ以上の高さの村独自の想定を踏まえた上で、移設地について検討してまいります。

今後、移転地増設を含め、防災会議などに諮り、積極的に進めてまいります。

**再質問・再答弁**

**問**

高校が第一避難場所になって、遠い方は800メートルないし一キロくらいと想定して、高齢者の誘導に大変苦慮するところだと思いが、対策は考えているのでしょうか。

**答**

防災対策ですが、個人情報(保護)等の問題があり、公表できない問題があります。個々に承諾を得て準備を進めてまいります。

**B 堤船揚げ場、廃船処理について**

**問**

一番目立つところに大型船がぶざまな姿のまま何十年も放置されてあります。近年は小型船舶やボートの廃船がふえて見苦しいです。新島に来島する方々の目にとどまる場所であり、廃船処理とあわせ、とかならないのでしょうか。

**答**

「B 堤船揚げ場の廃船処理について」のご質問ですが、この場所は、村内に入る玄関口であり、さらにもう少し先には損傷が激しい危険な旧冷蔵庫施設もあり、観光で売っている新島のイメージを損なっている建物であると理解してまいります。施設は漁協所管のものであり、廃船処理とあわせ、以前から村が理事または船主会に、口頭ではありますが、改善の投げかけをしておりますが、漁業者はもとより、船揚げ場利用者の理解が得られず、残念ながら一向に改善の兆しが見られません。

自分たちの船の管理はもとより、それを保管する場所の整理もみずからおこなうべきなのに、すべての船主がそつだとは思いませんが、現状をみると、もう少し自覚を持った管理をいただきたい

きたいと思えます。指揮をとるべき組織、船主会の権限は大きいと認識してはいますが、その統制がこれないことも原因の一つではないでしょうか。

漁船は産業廃棄物の取扱となり、島外への搬出が義務付けられております。

今後漁協はもとより、施設を管理する港湾空港管理事務所と協議し、改善に取り組んでまいりますので、よろしくご理解ご協力のごお願いたします。

**再質問・再答弁**

**問**

B 堤の廃船は、何しろ新島の玄関口であるので、整備する事が急務ではないでしょうか。

**答**

B 堤については、関係機関と連携をとり合っ、きれいな村づくりを努めてまいります。



## 議員のひとりごと

議員の役割の一つに住民一人一人の願いを聞いてその生活を守ることがある。住民はそれぞれの考えがあり、各人各様の価値観に基づいて行動する。

こういう中で議員は住民のみなさんから相談を受けると、よほどのことがない限り、なんとか願いを実現できるよう村役場へかけあうはずである。そこでことがうまく進めば目出たし目出たしで一件落着となるが、現実には往々にして暗礁に乗り上げる。権利意識の高まりとともに生じる価値観の多様化、これが難問だ。

のっけから雲の上を歩くようなつかみどころのない話になってすみません。具体的に申し上げます。例えば住民から道路の一角が暗いので街灯を付けてほしいと相談を受けたとする。議員はもともとだ、と理解を示し、早速、村の担当者と話をつけ実現の運びとなる。担当者が下見に現地を訪れると近くの住民が家の前に付けてもらおうと困る、明るくなると夜、眠れなくなる、と強硬に反対する。さらに別の議員を通じて村役場へ申し入れる。

このような事態になった場合、それぞれの議員はどうしたらいいんだろう？ どうしてこのようなことが起きるかという、全体に対する目くばり、これが欠けているせいのように思う。ここでは地域社会（コミュニティ）ということになる。全体と個、両者のバランスをいかにとるか。私たちは一人では生きていけないが、かといって全体のために個人が犠牲になるのはおかしい、と。両者のせめぎ合いの中、いかに解決を図るか？ 妥協の余地はあるかもしれない。街灯の位置をずらすとか、深夜は消すとか、そういうことはできるかもしれない。

結論めいたことになるが、両者の接合点、地域社会の一員としていかに生きていくか、ここにヒントが隠されているように思う。これを基軸に利害関係人の歩み寄りを図れないか？ その際、再び議員の活動する場面が出て来るだろう。

小さな一つ一つの成果を積み上げ、実績を作っていく、ここに確固たる地域に根ざした民主的社會が構築される、そう信じたいのだが、楽観的過ぎるだろうか？

## 編集後記

10月の下旬に議員の広報研修があり、これに参加した。毎年実施され東京の砂防会館を会場に全国の町村議員400名ほどが参集。

研修の目的は議会広報の作り方ということで各方面の専門家の講演、実際の町村の広報を教材に批評する、といったことが行われた。

教材を提供した町村の広報は10紙ほどで、それぞれ自信作らしく見た目にもよくてきていた。表と裏面は全てカラー。一面は全面写真が多く児童、親子が被写体といったもの。2ページ以降は写真で見出しを多用し、読んで

もらったための工夫が感じられた。

当議会の広報は本会議における一般質問とその回答を要約したものが紙面のほとんどを占め、即時性と内容の深掘りのどちらも未達の感を否めない。このため今回は議員は何を考えているか、上記コーナーを設けて立体的な紙面作りを試みた。

今後は議会の各種委員会の活動報告など内容を充実させていきたい。みなさんの議会への要望、意見を歓迎しますので、ぜひ御投稿を。

● 広報委員長

山本均